

公共事業等環境配慮システムに係る技術指針

第1 趣旨

- 1 一般的に、事業は、基本的な方針・目標の設定、事業適地の選定、基本的計画諸元の決定、事業実施区域の決定、土木構造物、工作物等の基本的構造物等の基本設計、さらには詳細な設計、工事实施計画の策定などのプロセスを順次経て、計画の熟度が高められ、具体的事業内容が絞りこまれていくことになる。
- 2 この技術指針は、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱（以下、「要綱」という。）第4の1(1)に基づき対象事業の実施により環境への影響が予想されるものについて、事業部局の長が別紙様式に掲げる環境調書に示す環境配慮事項ごとにその該当の有無を判定し、該当する場合はその影響を最小化するよう環境保全対策を行うための指針を定めたものである。

第2 対象とする環境配慮事項

対象事業の実施により事業部局の長が行う環境配慮事項の対象は以下のとおりとする。

- 1 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮
- 2 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮
- 3 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮
- 4 自然災害の未然防止への配慮
- 5 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮

第3 環境調書の構成

環境調書の構成は、要綱別表に定める対象事業の種類ごとに様式1から5とし、様式6及び7は各対象業種共通とする。

- 1 様式1 道路建設に係る環境調書
- 2 様式2 ダム又は堰の建設に係る環境調書
- 3 様式3 河川の整備に係る環境調書
- 4 様式4 海岸の整備に係る環境調書
- 5 様式5 土地開発事業又は建築物の建設に係る環境調書
- 6 様式6 様式1から5に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮（環境保全対策）概要書
- 7 様式7 環境調書（追加分）

第4 早期段階での環境配慮

- 1 要綱第3の1(2)に定める時期において環境配慮を検討するに当たって、地域における環境の自然的社会的条件を把握する必要がある。

地域環境の特性を把握する方法としては、環境調書に掲げる各環境配慮事項ごとに熊本県環境基本計画環境特性図(平成4～7年度作成以後更新・熊本県)(以下「環境特性図」という。)、関係課が保有する情報(埋蔵文化財等)等既存の環境情報や現地踏査等を参考に、環境配慮事項該当の有無を判断する。

- 2 環境配慮事項に掲げる環境に著しく悪影響を及ぼすと予想される場合には、当該地を避けて計画地の選定やルートを選定を行うといった事業構想の見直しが必要である。
- 3 既存の環境情報等で環境配慮事項該当の有無を判断できない場合は、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を求めたり環境調査(現地調査)を行うものとする。

第5 環境調書作成段階での環境配慮

- 1 事業の特性あるいは地域環境の特性からみて、環境調書に掲げる環境配慮事項に該当する場合は、該当する環境配慮事項ごとにその地域及びそこで行う環境配慮(環境保全対策)の概要を記載することとし、その内容については、参考資料として環境調書に添付すること。

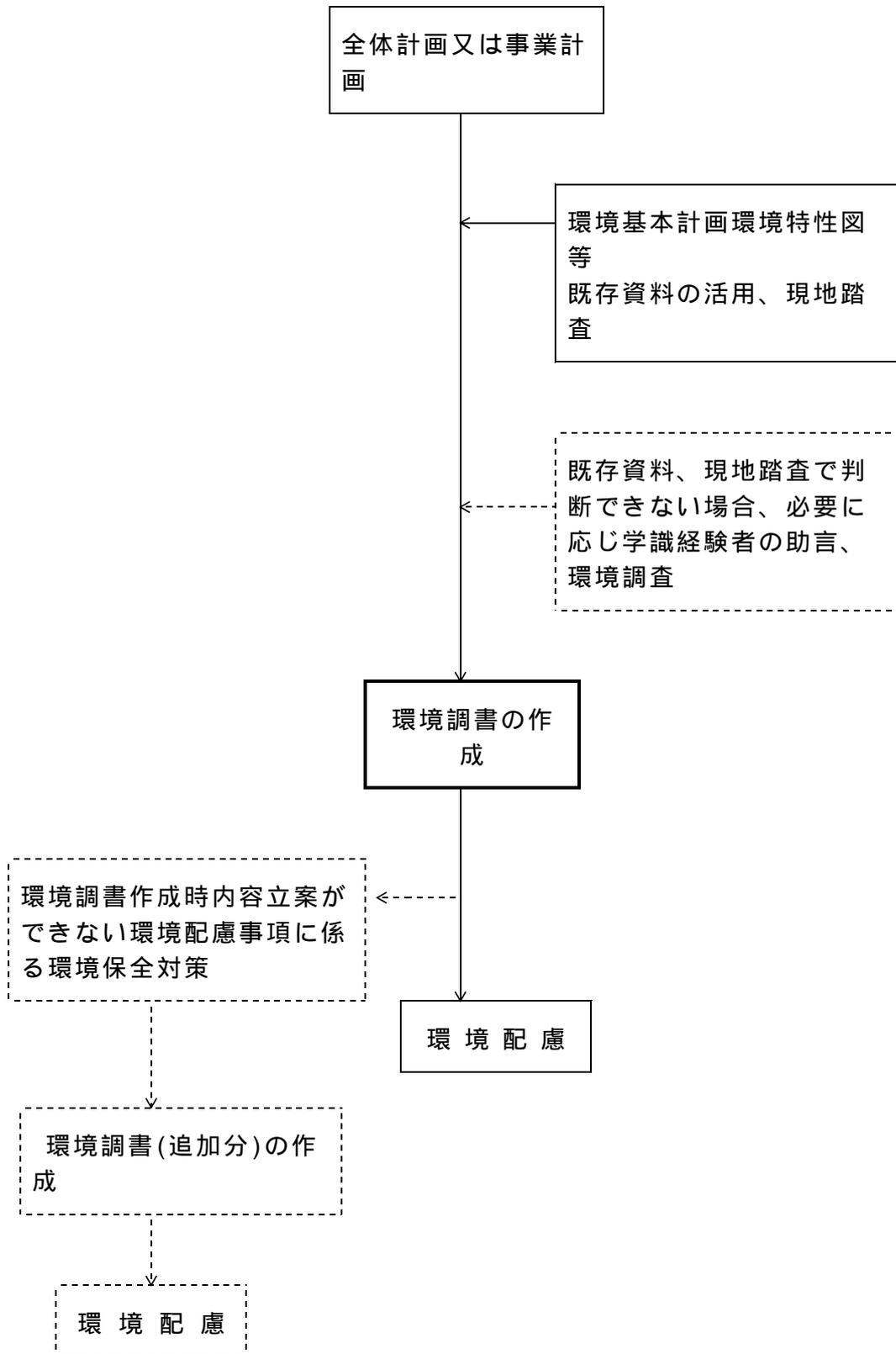
事業部局等の長は必要に応じ対象事業の特性及び地域環境の特性を勘案し、環境調書に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮(環境保全対策)についても、地域環境の保全・創造といった観点から積極的に対応するものとし、その内容を様式6に記載する。

- 2 環境配慮の内容(環境保全対策)について判断がつかない場合は、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を求めたり環境調査(現地調査)を行うものとする。
- 3 環境調書作成段階で環境配慮(環境保全対策)に係る内容立案ができない場合は、事業部局の長は当該事項について基本的な考え方を記載し、具体的な内容が決定した段階で当該事項について様式7環境調書(追加分)を作成する。

第6 環境調査(現地調査)の方法

原則として、「熊本県環境影響評価技術指針」及び「環境影響評価実施に当たっての技術的留意事項」を参考に行うものとし、必要に応じ学識経験者の助言を求めるものとする。

環境調書等の作成手順



事業名

環 境 配 慮 事 項	該 当 有 無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮				
(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場は存在しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 植生が果たしている水源かん養、表土保全、災害防止、景観保全などに配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)

注1 原則として、環境配慮事項該当地域の有無については、熊本県環境基本計画「環境特性図」等の既存資料、現地踏査等で判断するものとするが、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を受けたり、現地調査を行うものとする。

注2 本調書作成時環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、該当事項について環境配慮の基本的な考えを記載し具体的な内容が決定した段階で様式7環境調書（追加分）を作成する。

注3 事業部局での環境配慮事項該当地域の有無及び有とした場合の環境配慮の概要の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(7) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)
2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮				
(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)
3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮				
(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(3) 水源かん養林など地域の水資源保全上重要な役割を果たしている地域に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 地下水かん養域で地表面の不浸透域化に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 尾根筋等分水界や源流域の改変への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、湧水汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)
(8) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(8) 有 無 (有とした場合の内容)
4) 自然災害の未然防止への配慮				
(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形。特に直下に住宅や施設等がある場合の斜面上部に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 断層及び断層周辺地域、液状化の発生しやすい地盤条件などの地域に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮				
(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(2) 災害の防止等地域の身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地、また埋蔵文化財への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 供用後自動車交通による大気汚染、騒音、振動防止への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 周辺地域への日照や電波障害の防止に配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)
(8) 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(8) 有 無 (有とした場合の内容)
(9) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。	有 無			(9) 有 無 (有とした場合の内容)

事業名

環境配慮事項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮			
(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)

注1 原則として、環境配慮事項該当地域の有無については、熊本県環境基本計画「環境特性図」等の既存資料、現地踏査等で判断するものとするが、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を受けたり、現地調査を行うものとする。

注2 本調書作成時環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、該当事項について環境配慮の基本的な考えを記載し具体的な内容が決定した段階で様式7環境調書（追加分）を作成する。

注3 事業部局での環境配慮事項該当地域の有無及び有とした場合の環境配慮の概要の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮			
(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。	有 無		(7) 有 無 (有とした場合の内容)
3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮			
(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(3) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) ダムの水位変動に伴う湖岸の浸食、表土の露出等による生態系や自然景観への影響に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 魚類等水生生物の溯上や降下等、移動を妨げないよう魚道の設置等の配慮を要する必要があるか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
4) 自然災害の未然防止への配慮			
(1) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 断層及び断層周辺地域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮			
(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(3) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地、また埋蔵文化財への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 地域景観との調和に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 事業の実施に伴い放流河川等の水質汚濁が発生するおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。	有 無		(7) 有 無 (有とした場合の内容)

事業名

環境配慮事項	該当の有無 ^{注1}	該当地域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮 (1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な自然河川などの地域に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)

注1 原則として、環境配慮事項該当地域の有無については、熊本県環境基本計画「環境特性図」等の既存資料、現地踏査等で判断するものとするが、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を受けたり、現地調査を行うものとする。

注2 本調書作成時環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、該当事項について環境配慮の基本的な考えを記載し具体的な内容が決定した段階で様式7環境調書（追加分）を作成する。

注3 事業部局での環境配慮事項該当地域の有無及び有とした場合の環境配慮の概要の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
<p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 湧水、滝・渓谷など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(3) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(4) 工事中土砂流出による河川の水質汚濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(5) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。</p>	<p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p>			<p>(1) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(2) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(3) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(4) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(5) 有 無 (有とした場合の内容)</p>
<p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。</p> <p>(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(3) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。</p>	<p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p>			<p>(1) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(2) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(3) 有 無 (有とした場合の内容)</p>

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(4) 魚類等水生生物の溯上や降下等、移動を妨げないよう魚道の設置等の配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、湧水汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 護岸の設置に際しては、地域の自然や河川の流況等に適合した多自然型工法等の採用を要する地域は存在しないか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)
4) 自然災害の未然防止への配慮				
(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 遊水機能や流出調整機能の高い地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
<p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。</p> <p>(2) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 身近に自然とふれあえる良好な環境として、自然環境が残されている地域に該当しないか。</p> <p>(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地などへの配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 身近な歴史的文化的素材であり、地域の生活に密着し親しまれてきた泉、石橋、石垣等配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(6) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(7) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。</p>	<p>有 無</p>			<p>(1) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(2) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(3) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(4) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(5) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(6) 有 無 （有とした場合の内容）</p> <p>(7) 有 無 （有とした場合の内容）</p>

事業名

環境配慮事項	該当の有無 ^{注1}	該当地域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮				
(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な自然海岸（自然海浜）に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場は存在しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)

注1 原則として、環境配慮事項該当地域の有無については、熊本県環境基本計画「環境特性図」等の既存資料、現地踏査等で判断するものとするが、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を受けたり、現地調査を行うものとする。

注2 本調書作成時環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、該当事項について環境配慮の基本的な考えを記載し具体的な内容が決定した段階で様式7環境調書（追加分）を作成する。

注3 事業部局での環境配慮事項該当地域の有無及び有とした場合の環境配慮の概要の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(6) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無			(6) 有 無 (有とした場合の内容)
2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮				
(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 自然海岸、干潟など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 工事中土砂巻き上げ等による海域への水質汚濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)
3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮				
(1) 海岸の変更に伴う潮流など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(2) 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 環境浄化機能の観点から、人工海浜やワンドなどの創出による海浜の自然環境の向上に配慮する地域は存在しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
4) 自然災害の未然防止への配慮 (1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮 (1) 地域の良好な景観を形成している渚、地形植生等及びその周辺地に悪影響を及ぼす事業につながらないか。	有 無			(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 防風林等身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無			(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 身近に自然とふれあえる良好な環境として、自然環境が残されている海岸に該当しないか。	有 無			(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無			(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。	有 無			(5) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該 当 地 域	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(6) 護岸整備に際して、海岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法などの活用による環境の保全・創造に配慮を要する地域は存在しないか。				(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。	有 無			(7) 有 無 (有とした場合の内容)

事業名

環境配慮事項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮			
(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 植生が果たしている水源かん養、表土保全、災害防止、景観保全などに配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)

注1 原則として、環境配慮事項該当地域の有無については、熊本県環境基本計画「環境特性図」等の既存資料、現地踏査等で判断するものとするが、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を受けたり、現地調査を行うものとする。

注2 本調書作成時環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、該当事項について環境配慮の基本的な考えを記載し具体的な内容が決定した段階で様式7環境調書（追加分）を作成する。

注3 事業部局での環境配慮事項該当地域の有無及び有とした場合の環境配慮の概要の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(6) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たつての配慮			
(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 地形改変に伴う雨水や地表水の流出増大防止に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(7) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(8) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。	有 無		(8) 有 無 (有とした場合の内容)
3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮			
(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	有 無		(1) 有 無 (有とした場合の内容)
(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(2) 有 無 (有とした場合の内容)
(3) 水源かん養林など地域の水資源保全上重要な役割を果たしている地域に該当しないか。	有 無		(3) 有 無 (有とした場合の内容)
(4) 地下水かん養域で建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(4) 有 無 (有とした場合の内容)
(5) 水利用に当たって、節水機器の整備や循環利用、再生水や雨水の利用など水利用合理化方針に配慮しているか。	有 無		(5) 有 無 (有とした場合の内容)
(6) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 尾根筋等分水界や源流域の改変への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(7) 有 無 (有とした場合の内容)
(8) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、工事中の湧水や供用後の地下水の汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(8) 有 無 (有とした場合の内容)
(9) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(9) 有 無 (有とした場合の内容)

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
<p>4) 自然災害の未然防止への配慮</p> <p>(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。</p> <p>(2) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当しないか。</p> <p>(3) 断層及び断層周辺地域、液状化の発生しやすい地盤条件などの地域に該当しないか。</p>	<p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p>		<p>(1) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(2) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(3) 有 無 (有とした場合の内容)</p>
<p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。</p> <p>(2) 災害の防止等地域の身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(3) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。</p> <p>(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地、また埋蔵文化財への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域に該当しないか。</p>	<p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p> <p>有 無</p>		<p>(1) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(2) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(3) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(4) 有 無 (有とした場合の内容)</p> <p>(5) 有 無 (有とした場合の内容)</p>

環 境 配 慮 事 項	該当の有無 ^{注1}	該当有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の概要 ^{注2}	環境生活部長の意見 ^{注3}
(6) 開発事業実施に伴い大気汚染が発生するおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(6) 有 無 (有とした場合の内容)
(7) 開発事業の実施に伴い放流河川等の水質汚濁が発生するおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(7) 有 無 (有とした場合の内容)
(8) 開発事業実施に伴い騒音、振動により生活環境の悪化につながるおそれのある地域に該当しないか。	有 無		(8) 有 無 (有とした場合の内容)
(9) 周辺地域への日照や電波障害の防止に配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(9) 有 無 (有とした場合の内容)
(10) 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	有 無		(10) 有 無 (有とした場合の内容)
(11) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。	有 無		(11) 有 無 (有とした場合の内容)

様式 6

様式 1 から 5 に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮（環境保全対策）概要書

環 境 配 慮 の 区 分	環境配慮を行う地域	環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 概 要
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮</p> <p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>4) 自然災害の未然防止への配慮</p> <p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>6) 上記以外に行う環境配慮</p>		

様式 7

環境調書（追加分）

対象事業分類（ ）

事業名

番号 ^{注1}	環境配慮事項	該当地域	環境保全対策の内容	環境生活部長の意見 ^{注2}

注1 環境調書の環境配慮事項の番号を記載する。

注2 事業部局での環境保全対策の内容の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。

(参考)

環境調書作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法 と環境配慮（環境保全対策）の考え方

1 環境配慮事項該当の有無の判断方法

環境特性図で環境配慮事項の該当地域の有無を判断する場合の方法を表 1 から 5 に示す。表中地図番号とは環境特性図に示す番号をいう。

環境配慮事項該当の有無の判断に当たっては、環境特性図等の既存資料、現地踏査で行うものとするが、必要に応じ学識経験者の助言を求めたり現地調査を行うものとする。

2 環境配慮（環境保全対策）の考え方

環境配慮（環境保全対策）の考え方を表 1 から 5 に示す。

事業部局等の長は、対象事業の特性及び事業を実施する地域環境の特性を十分踏まえたうえで、環境配慮の内容を検討する必要がある。

3 表の構成

- (1) 表 1 道路の建設
- (2) 表 2 ダム又は堰の建設
- (3) 表 3 河川の整備
- (4) 表 4 海岸の整備
- (5) 表 5 土地開発事業又は建築物の建設

表 1

環境調書作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法と環境配慮（環境保全対策）の考え方

対象事業分類（道路の建設）

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 考 え 方
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。</p> <p>(4) 海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場は存在しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ 地域は、希少な野生動植物の生育生息地の周辺部に該当するので、 の環境保全対策をとることによりその環境の維持保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域は、野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原の後背集水域に該当するので、 の対策をとることによりこれらの生育生息環境に影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域は、動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当するので、ロードキルの未然防止のため移動空間の分断を極力避けるよう配慮することを基本とするが、必要に応じ、けもの道の設置などによる野生動植物の横断環境を保全するよう配慮する。 ・ 地域では不用意な変化を避け、 の措置をとることにより現況地形、現況植生を可能な限り維持・保全できるよう配慮する。 ・ 地域の連続する樹林地や 地域の緑地は、 対策により動物の移動環境の確保や生息地、繁殖地としての保全に配慮する。 ・ 計画地内や周辺地域の緑化対策に努め、動物の移動環境の確保や創出など生息地や繁殖地との連続化（ネットワーク化）に配慮する。</p> <p>(4) ・ 地域は、海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場が存在するので、 の措置によりその維持保全に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(5) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(6) 植生が果たしている水源かん養、表土保全、災害防止、景観保全などに配慮を必要とする地域に該当しないか。</p> <p>(7) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。</p> <p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たったの配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。</p>	<p>(5) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号01文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(7) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(5) ・ 地域は、自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当するので、 の措置によりその維持保全に配慮する。</p> <p>(6) ・ 地域の植生の改変に当たっては、 の対策を講じることにより、植生が果たしている水源かん養機能の維持保全に努める。 ・ 地域では切盛土部と残存緑地との境界に土砂流出防止柵及び落石防止柵を設置し、緑地への土砂流出を防ぐ。 ・ 地域では法面等の安定や保水能力低下防止のため早期緑化を図り、有機質を含む良質な表土は、可能な限り仮置きして法面等の植栽部の表土等に利用する。 ・ 地域の山林と工事施工区域とに余裕のあるところは、可能な限り、郷土種を主体とする人工マント群落を植栽して、周辺部の植物の生育環境の変化を小さくするよう配慮する。</p> <p>(7) ・ 地域に自生するシンボリックな巨木等は、路傍に残してランドマークとして保全活用に配慮する。 ・ 地域の歴史的な並木道は、地域色のある景観資源として の方法により保全活用に配慮する。</p> <p>(1) ・ 地域は、自然景観資源、特異な地形・地質の周辺地域に該当するので の対策を講じることによりその保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域は、湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当するので の措置によりその保全に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(7) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。</p>	<p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(7) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整備等を参考に判断</p>	<p>(3) ・ 地域においては、道路計画上自然地形に即した形とし、切盛土の量バランスを取り計画地外に極力搬出しないよう配慮する。</p> <p>(4) ・ 地域においては、大規模な法面が生じないように設計段階で配慮するとともに、法面安定化や保水能の低下防止のため、生育条件にあった工法により早期緑化を図る。 ・ 地域の露出する岩質法面については、ネットを法面に張設してアンカーで固定する工法や、厚層基材の吹きつけ工法による緑化等岩質法面の安定化と風化を防ぐ工法とする。</p> <p>(5) ・ 地域の居住地においては、工事により粉じん飛散のおそれがあるので生活環境保全上支障がないよう、散水車を配備し、乾燥時、強風時に散水等の対策を講じる。 ・ 地域の住居と隣接する地域では、騒音による生活環境への影響が考えられるので、建設重機は低騒音型を使用する。</p> <p>(6) ・ 地域においては、工事中の土砂流出を防止するため、土留め、排水路、調整池、仮設沈殿池等の防災工事を先行して施工する。</p> <p>(7) ・ 搬入搬出の通行ルートを定め、車両が現場に集中しないよう搬入等の計画を平準化させる運行管理を行うよう配慮する。 ・ 車両の通行は、ラッシュ時等、交通量の多い時間帯を避けるよう配慮する。 ・ 地域の住居がある道路区間では、車両による粉じんの走行巻上げを押さえるため、散水等の措置を講じる。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。</p> <p>(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(3) 水源かん養林など地域の水資源保全上重要な役割を果たしている地域に該当しないか。</p> <p>(4) 地下水かん養域で地表面の不浸透化に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(6) 尾根筋等分水界や源流域の改変への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(7) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、湧水汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域は存在しないか。</p>	<p>(1) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分、同15観光地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同11防災関連法指定、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(7) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ 地域は、水道水源の上流域に該当するので、の対策をとることにより水質水量に影響が出ないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ 事業の実施において、地下水の汚染を防止するための対策を講じる。</p> <p>(3) ・ 地域の は、水資源保全上重要な役割を果たしている地域に該当するので、の措置を講じることにより極力影響が及ばないよう配慮する。</p> <p>(4) ・ 地域での道路建設に当たっては、地下水のかん養機能の維持を図るため歩道は透水性の仕様とする。</p> <p>(5) ・ 地域の を対象に野生動植物の生息生育地保全の観点から、の対策を講じることにより極力影響が及ばないよう配慮する。</p> <p>(6) ・ 地域では尾根筋等の分水界や源流域の改変を極力避けるため、の対策を講じる。</p> <p>(7) ・ 地域での大規模な基礎や地下構造物の建設に際しては、の対策を講じることにより地下帯水層の分断防止に配慮するとともに、の対策を講じることにより基礎工事中の湧水の汲み上げによる周辺地下水位の低下の防止に努める。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(8) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>4) 自然災害の未然防止への配慮</p> <p>(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。</p> <p>(2) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形。特に直下に住宅や施設等がある場合の斜面上部に該当しないか。</p> <p>(3) 断層及び断層周辺地域、液状化の発生しやすい地盤条件などの地域に該当しないか。</p> <p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。</p> <p>(2) 災害の防止等地域の身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(3) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。</p>	<p>(8) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号03土地利用・植生、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号01自然環境文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p>	<p>(8) ・ 地域の堤防沿いの道路施設整備に際しては、の対策を講じることにより交通量による水辺へのアプローチが疎外されないよう配慮する。</p> <p>(1) ・ 地域は、地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当するので、の対策を講じることにより被害が発生しないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域は、土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当するので、事業実施に当たってはの措置を講じることにより災害防止に配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域は、液状化の発生しやすい地盤条件に該当するので、の措置を講じることにより液状化の防止に配慮する。</p> <p>(1) ・ 地域においては、地域の良好な景観を形成している水辺や地形、植生等やその周辺地に該当するので、の措置により開発にあたって悪影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域の緑資源については、防災等多面的な機能を有しており開発に当たっての対策をとることによりその機能の維持保全に配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域のについては、地域の環境資源としての対策をとることによりその周辺地及び後背集水域の保全に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地、また埋蔵文化財への配慮を要する地域に該当しないか。	(4) 地図番号01文化財関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断	(4) ・ 地域の については、 の対策を講じることにより、影響を与えないよう配慮する。
(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。	(5) 地図番号02景観関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断	(5) ・ 地域の橋梁については、形状及び色彩などに配慮し、地域の景観との調和に努めるとともに、 により修景にも配慮する。
(6) 供用後自動車交通による大気汚染、騒音、振動防止への配慮を要する地域は存在しないか。	(6) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定等を参考に判断	(6) ・ 地域においては、 による排気ガスによる大気汚染の防止や、 地域においては、自動車交通による騒音、振動を緩和するため、 の対策に配慮する。 ・ 地域では、学校、病院の近くを通過するので路線沿線の騒音の低減に資するため、 などの対策に配慮する。
(7) 周辺地域への日照や電波障害の防止に配慮を要する地域は存在しないか。	(7) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断	(7) ・ 地域での高架構造物の建設に伴う周辺地域への日照や電波障害等の防止のため、 の対策を講じる。
(8) 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域は存在しないか。	8) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断	(8) ・ 地域の 地区の住宅地の分断を防止するため の対策をとる。
(9) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。		(9) ・ から発生する廃棄物は の方法により極力その発生量を削減する。 ・ から発生する廃棄物は により適正な処理処分を行う。

表 2

環境調査作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法と環境配慮（環境保全対策）の考え方

対象事業の種類（ダム又は堰の建設）

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 考 え 方
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。</p> <p>(4) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(5) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ の環境保全対策により、希少な野生動植物の生育生息地の維持保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ の対策をとることにより野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原への影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(3) ・ 不用意な改変を避け、 の措置をとることにより現況地形、現況植生を可能な限り維持・保全できるように配慮する。 ・ 連続する樹林地や緑地は、 対策により動物の移動環境の確保や生息地、繁殖地としての保全に配慮する。 ・ 計画地内や周辺地域の緑化対策に努め、動物の移動環境の確保や創出など生息地や繁殖地との連続化（ネットワーク化）に配慮する。</p> <p>(4) ・ 計画地内の生育する自然植生や自然林については、 の対策により維持保全に配慮する。</p> <p>(5) ・ 開発地区内の に自生するシンボリックな巨木等は、残してランドマークとして保全活用に配慮する。 ・ 事業計画の内容から については移植以外に保全の方法がないので、対象種の生活史、生育条件等を有識者の助言を受けながら把握し、これに基づいて移植方法や場所等を十分検討した上で、適地に移植する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 湧水、滝・溪谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ は、自然景観資源、特異な地形・地質の周辺地域に該当するので の対策を講じることによりその保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ については、 の措置によりその保全に配慮する。</p> <p>(3) ・ 自然地形に即した形とし、切盛土の量バランスを取り計画地外に極力搬出しないよう配慮する。</p> <p>(4) ・ 大規模な法面が生じないように設計段階で配慮するとともに、法面安定化や保水能の低下防止のため、生育条件にあった 工法により早期緑化を図る。 ・ の露出する岩質法面については、 工法により法面の緑化と安定化に努める。</p> <p>(5) ・ 居住区に近接する場所では、工事により粉じん飛散のおそれがあるので生活環境保全上支障がないよう、散水車を配備し、乾燥時、強風時に散水等の対策を講じる。 ・ 地域の住居と隣接する地域では、騒音による生活環境への影響が考えられるので、建設重機は低騒音型を使用する。</p> <p>(6) ・ 工事中の土砂流出を防止するため、土留め、排水路、調整池、仮設沈殿池等の防災工事を先行して施工する。 ・ 工事に当たっては、小区画ごとに順次時間をかけて実施し、早期緑化に努める。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(7) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。</p> <p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。</p> <p>(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(3) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(4) ダムの水位変動に伴う湖岸の浸食、表土の露出等による生態系や自然景観への影響に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 魚類等水生生物の溯上や降下等、移動を妨げないよう魚道の設置等の配慮を要する必要があるか。</p> <p>(6) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域に該当しないか。</p>	<p>(7) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整備等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分、同15観光地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(7) ・搬入搬出の通行ルートを決め、車両が現場に集中しないよう搬入等の計画を平準化させる運行管理を行うよう配慮する。 ・車両の通行は、ラッシュ時等、交通量の多い時間帯を避けるよう配慮する。 ・地域の住居がある道路区間では、車両による粉じんの走行巻上げを押さえるため、散水等の措置を講じる。</p> <p>(1) ・計画地域は、水道水源の上流域に該当するので、の対策をとることにより水質水量に影響が出ないように配慮する。</p> <p>(2) ・事業の実施において、地下水の汚染を防止するための対策を講じる。</p> <p>(3) ・を対象に野生動植物の生息生育地保全の観点から、の対策を講じることにより極力影響が及ばないように配慮する。</p> <p>(4) ダムの水位変動に伴う湖岸の浸食により自然景観への影響を防止するため、の対策を講じる。</p> <p>(5) 魚類等水生生物の溯上や移動を妨げないようの措置を講じる。</p> <p>(6) ・の場所では、の対策を講じることにより水辺へのアプローチ空間の確保に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の考え方
(7) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。		(7) ・ から発生する廃棄物は の方法により極力その発生量を削減する。 ・ から発生する廃棄物は により適正な処理処分を行う。

表 3

環境調書作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法と環境配慮（環境保全対策）の考え方

対象事業分類（河川の整備）

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 考 え 方
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な自然河川などの地域に該当しないか。</p> <p>(4) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ の環境保全対策により、希少な野生動植物の生育生息地の維持保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ の対策をとることにより野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原への影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域では不用意な変化を避け、 の措置をとることにより現況地形、現況植生を可能な限り維持・保全できるように配慮する。 ・ では水辺の自然環境の分断防止に努め、による多自然型工法を活用し自然環境の連続性の確保と創出を図る。</p> <p>(4) ・ 開発地区内の に自生するシンボリックな巨木等は、残してランドマークとして保全活用に配慮する。 ・ 事業計画の内容から については移植以外に保全の方法がないので、対象種の生活史、生育条件等を有識者の助言を受けながら把握し、これに基づいて移植方法や場所等を十分検討した上で、適地に移植する。</p>
<p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たったの配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ は、自然景観資源、特異な地形・地質の周辺地域に該当するので の対策を講じることによりその保全に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(2) 湧水、滝・渓谷など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(3) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(4) 工事中土砂流出による河川の水質汚濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(5) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。</p>	<p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号08水系・水質区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整備等を参考に判断</p>	<p>(2) ・ については、 の措置によりその保全に配慮する。</p> <p>(3) ・ 居住区に近接する場所では、工事により粉じん飛散のおそれがあるので生活環境保全上支障がないよう、散水車を配備し、乾燥時、強風時に散水等の対策を講じる。 ・ 地域の住居と隣接する地域では、騒音による生活環境への影響が考えられるので、建設重機は低騒音型を使用する。</p> <p>(4) ・ 工事中の土砂流出を防止するため、土留め、排水路、調整池、仮設沈殿池等の防災工事を先行して施工する。</p> <p>(5) ・ 搬入搬出の通行ルートを定め、車両が現場に集中しないよう搬入等の計画を平準化させる運行管理を行うよう配慮する。 ・ 車両の通行は、ラッシュ時等、交通量の多い時間帯を避けるよう配慮する。 ・ 地域の住居がある道路区間では、車両による粉じんの走行巻上げを押さえるため、散水等の措置を講じる。</p>
<p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。</p> <p>(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(3) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。</p>	<p>(1) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ 計画地域は、水道水源の上流域に該当するので、 の対策をとることにより水質水量に影響が出ないように配慮する。</p> <p>(2) ・ 事業の実施において、地下水の汚染を防止するための対策を講じる。</p> <p>(3) ・ を対象に野生動植物の生息生育地保全の観点から、 の対策を講じることにより極力影響が及ばないように配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(4) 魚類等水生生物の溯上や降下等、移動を妨げないよう魚道の設置等の配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(5) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、湧水汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(6) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(7) 護岸の設置に際しては、地域の自然や河川の流況等に適合した多自然型工法等の採用を要する地域は存在しないか。</p> <p>4) 自然災害の未然防止への配慮</p> <p>(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。</p> <p>(2) 遊水機能や流出調整機能の高い地域に該当しないか。</p> <p>(3) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当しないか。</p>	<p>(5) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(7) 地図番号03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号03土地利用・植生、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p>	<p>(4) 魚類等水生生物の溯上や移動を妨げないよう の 措置を講じる。</p> <p>(5) ・大規模な基礎や地下構造物の建設に際しては、 の対策を講じることにより地下帯水層の分断防止に配慮するとともに、 の対策を講じることにより基礎工事中の湧水の汲み上げによる周辺地下水位の低下の防止に努める。</p> <p>(6) ・ の場所では、 の対策を講じることにより水辺へのアプローチ空間の確保に配慮する。</p> <p>(7) ・ 地域では、河川の形態、生息動物の特性を考慮し、 の多自然型工法を採用する。</p> <p>(1) ・ においては、 の対策を講じることにより浸水や湛水による被害が発生しないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域は遊水機能や流出調整機能の高い地域に該当するので、 の措置を講じることによりその機能の維持に配慮する。</p> <p>(3) ・土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形と考えられる では、事業実施に当たっては の措置を講じることにより災害防止に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。</p> <p>(2) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 身近に自然とふれあえる良好な環境として、自然環境が残されている地域に該当しないか。</p> <p>(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地などへの配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 身近な歴史的文化的素材であり、地域の生活に密着し親しまれてきた泉、石橋、石垣等配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(6) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(7) 事業の実施(工事中を含む。)に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。</p>	<p>(1) 地図番号01自然環境文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号01文化財関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号01文化財関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号02景観関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・地域の良好な景観を形成している や は、 の措置により開発にあたって悪影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ については、地域の環境資源として の対策をとることによりその周辺地及び後背集水域の保全に配慮する。</p> <p>(3) ・ については地域の身近に自然とふれあえる自然環境として利用されているので、 の措置を講じることにより保全活用に配慮する。</p> <p>(4) ・ については、 、 の対策を講じることにより、影響を与えないよう配慮する。</p> <p>(5) ・ については、 、 の対策を講じることにより、保全活用に配慮する。</p> <p>(6) ・ については の対策を講じることにより、地域景観との調和に配慮する。</p> <p>(7) ・ から発生する廃棄物は の方法により極力その発生量を削減する。 ・ から発生する廃棄物は により適正な処理処分を行う。</p>

表 4

環境調査作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法と環境配慮（環境保全対策）の考え方

対象事業分類（海岸の整備）

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 考 え 方
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である地域に該当しないか。</p> <p>(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な自然海岸（自然海浜）に該当しないか。</p> <p>(4) 海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場は存在しないか。</p> <p>(5) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(6) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ の環境保全対策により、希少な野生動植物の生育生息地の維持保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ の対策をとることにより野生動植物の良好な生息や生育環境である海浜や海域への影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域では不用意な改変を避け、 の措置をとることにより現況地形、現況植生を可能な限り維持・保全できるよう配慮する。 ・ では海浜の自然環境の分断防止に努め、による多自然型工法を活用し自然環境の連続性の確保と創出を図る。</p> <p>(4) ・ 地域は、海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場が存在するので、 の措置によりその維持保全に配慮する。</p> <p>(5) ・ 地域は、自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当するので、 の措置によりその維持保全に配慮する。</p> <p>(6) ・ 開発地区内の に自生するシンボリックな巨木等は、残してランドマークとして保全活用に配慮する。 ・ 事業計画の内容から については移植以外に保全の方法がないので、対象種の生活史、生育条件等を有識者の助言を受けながら把握し、これに基づいて移植方法や場所等を十分検討した上で、適地に移植する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっ ての配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びそ の周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 自然海岸、干潟など希少な自然地形及びその 周辺地域に該当しないか。</p> <p>(3) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振 動等による生活環境保全への配慮を要する地域 は存在しないか。</p> <p>(4) 工事中土砂巻き上げ等による海域への水質汚 濁防止への配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(5) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞 、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮 は必要ないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐ れた自然等分布、同05希少な自然等分布、 同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐ れた自然等分布、同05希少な自然等分布、 同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号03土地利用・植生、同13地形分 類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号10表層地質、同15観光・地域資 源等分布、同18農林水産基盤整備等を参考 に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防 止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整 備等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ は、自然景観資源、特異な地形・地質の周辺地 域に該当するので の対策を講じることによりその 保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ 地域の は、 の措置によりその保全 に配慮する。</p> <p>(3) ・ 居住区に近接する場所では、工事により粉じん飛散の おそれがあるので生活環境保全上支障がないよう、散水 車を配備し、乾燥時、強風時に散水等の対策を講じる。 ・ 地域の住居と隣接する地域では、騒音による生 活環境への影響が考えられるので、建設重機は低騒音型 を使用する。</p> <p>(4) ・ 工法を採用することにより工事中の土砂巻き上げ による水質汚濁防止に配慮する。</p> <p>(5) ・ 搬入搬出の通行ルートを定め、車両が現場に集中しな いよう搬入等の計画を平準化させる運行管理を行うよう 配慮する。 ・ 車両の通行は、ラッシュ時等、交通量の多い時間帯を 避けるよう配慮する。 ・ 地域の住居がある道路区間では、車両による粉 じんの走行巻き上げを押さえるため、散水等の措置を講じ る。</p>
<p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に 当たっての配慮</p> <p>(1) 海岸の変更に伴う潮流など海象条件の変化に よる海域生態系への影響防止に配慮を要する地 域は存在しないか。</p> <p>(2) 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出 に配慮を要する地域は存在しないか。</p>	<p>(1) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希 少な自然等分布、同10表層地質等を参考に 判断</p> <p>(2) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希 少な自然等分布、同13地形分類・傾斜区分 、同15観光・地域資源等分布等を参考に判 断</p>	<p>(1) ・ 地域の への影響が及ばないように の対策を講じる。</p> <p>(2) ・ の場所では、 の対策を講じることにより 水辺へのアプローチ空間の確保に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(3) 環境浄化機能の観点から、人工海浜やワンドなどの創出による海浜の自然環境の向上に配慮する地域は存在しないか。</p> <p>4) 自然災害の未然防止への配慮 (1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。</p> <p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮 (1) 地域の良い景観を形成している渚、地形、植生等及びその周辺地に悪影響を及ぼす事業につながらないか。</p> <p>(2) 防風林等身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(3) 身近に自然とふれあえる良好な環境として、自然環境が残されている海岸に該当しないか。</p> <p>(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域は存在しないか。</p> <p>(6) 護岸整備に際して、海岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法などの活用による環境の保全・創造に配慮を要する地域は存在しないか。</p>	<p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号03土地利用・植生、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号01自然環境文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01自然環境文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号01文化財関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号02景観関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(3) ・ 区域の海岸整備については、水質浄化機能等の維持保全の観点から の対策を講じる。</p> <p>(1) ・ においては、 の対策を講じることにより浸水や湛水による被害が発生しないよう配慮する。</p> <p>(1) ・ 地域の良好な景観を形成している や は、 の措置により整備にあたって悪影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(2) ・ については、緑がもつ多面的な機能を維持保全するために の対策を講じる。</p> <p>(3) ・ については地域の身近に自然とふれあえる自然環境として利用されているので、 の措置を講じることにより保全活用に配慮する。</p> <p>(4) ・ については、 、 の対策を講じることにより、影響を与えないよう配慮する。</p> <p>(5) ・ については の対策を講じることにより、地域景観との調和に配慮する。</p> <p>(6) ・ 地区の護岸整備に際しては、海岸線の自然環境の分断を防止するため 工法を採用することにより海岸環境の保全創造に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有とした場合の環境配慮（環境保全対策）の考え方
(7) 事業の実施（工事中を含む。）に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。		(7) ・ から発生する廃棄物は の方法により極力その発生量を削減する。 ・ から発生する廃棄物は により適正な処理処分を行う。

表 5

環境調査作成において環境配慮事項該当の有無の判断方法と環境配慮（環境保全対策）の考え方

対象事業分類（土地開発事業又は建築物の建設）

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 （ 環 境 保 全 対 策 ） の 考 え 方
<p>1) 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮</p> <p>(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域に該当しないか。</p> <p>(3) 動物の生息や繁殖環境の場であるとともに、連続した移動環境の場として重要な地域に該当しないか。</p> <p>(4) 自然植生及び良好な自然林の生育地やその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(5) 植生が果たしている水源かん養、表土保全、災害防止、景観保全などに配慮を必要とする地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号01文化財関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号01文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p>	<p>(1) ・ の環境保全対策により、希少な野生動植物の生育生息地の維持保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ の対策をとることにより野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原への影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(3) ・ 地域では不用意な改変を避け、 の措置をとることにより現況地形、現況植生を可能な限り維持・保全できるよう配慮する。 ・ 地域の連続する樹林地や緑地は、 対策により動物の移動環境の確保や生息地、繁殖地としての保全に配慮する。 ・ 計画地内や周辺地域の緑化対策に努め、動物の移動環境の確保や創出など生息地や繁殖地との連続化（ネットワーク化）に配慮する。</p> <p>(4) ・ 計画地内の生育する自然植生や自然林については、 の対策により維持保全に配慮する。</p> <p>(5) ・ 植生の改変に当たっては、 の対策を講じることにより、植生が果たしている水源かん養機能の維持保全に努める。 ・ 地域では切盛土部と残存緑地との境界に土砂流出防止柵及び落石防止柵を設置し、緑地への土砂流出を防ぐ。 ・ 地域では法面等の安定や保水能力低下防止のため早期緑化を図り、有機質を含む良質な表土は、可能な限り仮置きし緑化の際の表土として利用する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(6) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源に配慮を必要とする地域に該当しないか。</p> <p>2) 地形・自然景観の保全及び地盤改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 自然景観資源、特異な地形・地質など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(2) 湧水、滝・渓谷、自然海岸など及びその周辺地域に該当しないか。</p> <p>(3) 自然地形の改変の抑制、土の改変量の抑制への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(4) 大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境保全への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(6) 土砂流出による河川等の水質汚濁防止への配慮を要する地域に該当しないか。</p>	<p>(6) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号01文化財関連法指定、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号06標高区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p>	<p>(6) ・開発地区内の 〇〇 に自生するシンボリックな巨木等は、残してランドマークとして保全活用に配慮する。 ・計画地内に存在する湿地については、 〇〇 の方法により極力原形を留めることとし、人の憩いの場、動植物の生息生育の場として保全活用に配慮する。</p> <p>(1) ・ 〇〇 は、自然景観資源、特異な地形・地質の周辺地域に該当するので 〇〇 の対策を講じることによりその保全に配慮する。</p> <p>(2) ・ 〇〇 については、 〇〇 の措置によりその保全に配慮する。</p> <p>(3) ・自然地形に即した形とし、切盛土の量バランスを取り計画地外に極力搬出しないよう配慮する。</p> <p>(4) ・大規模な法面が生じないように設計段階で配慮するとともに、法面安定化や保水能の低下防止のため、生育条件にあった 〇〇 工法により早期緑化を図る。</p> <p>(5) ・居住区に近接する場所では、工事により粉じん飛散のおそれがあるので生活環境保全上支障がないよう、散水車を配備し、乾燥時、強風時に散水等の対策を講じる。 ・ 〇〇 地域の住居と隣接する地域では、騒音による生活環境への影響が考えられるので、建設重機は低騒音型を使用する。</p> <p>(6) ・工事中の土砂流出を防止するため、土留め、排水路、調整池、仮設沈殿池等の防災工事を先行して施工する。 ・造成工事に当たっては、小区画ごとに順次時間をかけて実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>(7) 地形改変に伴う雨水や地表水の流出増大防止に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(8) 重機、運搬車両の運送経路における交通遅滞、大気汚染、騒音、振動等の発生防止への配慮は必要ないか。</p> <p>3) 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮</p> <p>(1) 水質や水量の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。</p> <p>(2) 重要な地下水かん養域であり、事業の実施が地下水を汚染するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(3) 水源かん養林など地域の水資源保全上重要な役割を果たしている地域に該当しないか。</p> <p>(4) 地下水かん養域で建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に配慮を要する地域に該当しないか。</p>	<p>(7) 地図番号03土地利用・植生、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p> <p>(8) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整備等を参考に判断</p> <p>(1) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分、同15観光地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同11防災関連法指定等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号03土地利用・植生、同10表層地質、同11防災関連法指定、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断</p>	<p>(7) 調整池や遊水池の計画は、下流域の流下能力や過去の降雨データに基づいて設置し、土地改変に伴う雨水や地表水の流出増大防止に配慮する。</p> <p>(8) ・搬入搬出の通行ルートを決め、車両が現場に集中しないよう搬入等の計画を平準化させる運行管理を行うよう配慮する。 ・車両の通行は、ラッシュ時等、交通量の多い時間帯を避けるよう配慮する。 ・地域の住居がある道路区間では、車両による粉じんの走行巻上げを押さえるため、散水等の措置を講じる。</p> <p>(1) ・計画地域は、水道水源の上流域に該当するので、の対策をとることにより水質水量に影響が出ないように配慮する。</p> <p>(2) ・事業の実施において、地下水の汚染を防止するための対策を講じる。</p> <p>(3) ・ は、水資源保全上重要な役割を果たしているのので、 の措置を講じることにより極大影響が及ばないように配慮する。</p> <p>(4) ・地下水のかん養機能の維持や向上を図るため、できるだけ多くの緑地を確保するとともに、地下水の汚染や土砂崩壊に留意しつつ、浸透式の調整池、浸透性舗装、雨水浸透柵等の採用により雨水の地下水浸透対策に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
(5) 水利用に当たって、節水機器の整備や循環利用、再生水や雨水の利用など水利用合理化方針に配慮しているか。		(5) ・水利用合理化方策として 対策を講じる。
(6) 水辺等における野生動植物の生息生育環境保全のための配慮を要する地域は存在しないか。	(6) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分等を参考に判断	(6) ・ を対象に野生動植物の生息生育地保全の観点から、 の対策を講じることにより極力影響が及ばないように配慮する。
(7) 尾根筋等分水界や源流域の改変への配慮を要する地域に該当しないか。	(7) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断	(7) ・ 地域では尾根筋等の分水界や源流域の改変を極力避けるため、 の対策を講じる。
(8) 地下構築物による地下帯水層の分断防止、湧水汲み上げによる地下水の水位低下について配慮を要する地域に該当しないか。	(8) 地図番号06標高区分、同08水系・水質区分、同09給水区域・水源分布、同10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断	(8) ・大規模な基礎や地下構築物の建設に際しては、 の対策を講じることにより地下帯水層の分断防止に配慮するとともに、 の対策を講じることにより基礎工事中の湧水の汲み上げによる周辺地下水位の低下の防止に努める。
(9) 水辺へのアプローチの確保のための配慮を要する地域に該当しないか。	(9) 地図番号04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断	(9) ・河川、湖沼、池など水辺に接する場所では、 の対策を講じることにより水辺へのアプローチ空間の確保に配慮する。
4) 自然災害の未然防止への配慮		
(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。	(1) 地図番号03土地利用・植生、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断	(1) ・ においては、 の対策を講じることにより浸水や湛水による被害が発生しないよう配慮する。
(2) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形に該当しないか。	(2) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同07降水・風向、同08水系・水質区分、同10表層地質、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断	(2) ・土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形と考えられる では、事業実施に当たっては の措置を講じることにより災害防止に配慮する。
(3) 断層及び断層周辺地域、液状化の発生しやすい地盤条件などの地域に該当しないか。	(3) 地図番号10表層地質、同13地形分類・傾斜区分等を参考に判断	(3) ・液状化の発生しやすい地盤条件と考えられる では、 の措置を講じることにより液状化の防止に配慮する。

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
<p>5) 公害の防止、廃棄物対策、歴史的文化的環境の保全等生活環境保全への配慮</p> <p>(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や地形植生等やその周辺地に悪影響を及ぼす開発につながらないか。</p> <p>(2) 災害の防止等地域の身近な緑資源がもつ多面的な機能の維持保全に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(3) 熊本名水百選や身近な湧水、ほたるの里等の周辺地及び後背集水域に該当しないか。</p> <p>(4) 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及びその隣接地、また埋蔵文化財への配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(5) 地域景観との調和に配慮を要する地域に該当しないか。</p> <p>(6) 開発事業の実施に伴い大気汚染が発生するおそれのある地域に該当しないか。</p> <p>(7) 開発事業の実施に伴い放流河川等の水質汚濁が発生するおそれのある地域に該当しないか。</p>	<p>(1) 地図番号01自然環境文化財関連法指定、同02景観関連法指定、同03土地利用・植生、同04すぐれた自然等分布、同05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(2) 地図番号03土地利用・植生、同06標高区分、同08水系・水質区分、同11防災関連法指定、同12災害危険箇所等分布、同13地形分類・傾斜区分、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(3) 地図番号05希少な自然等分布、同08水系・水質区分、同10表層地質、同15観光・地域資源等分布、同16気温等を参考に判断</p> <p>(4) 地図番号01文化財関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(5) 地図番号02景観関連法指定、同15観光・地域資源等分布等を参考に判断</p> <p>(6) 地図番号03土地利用・植生、同13地形分類・傾斜区分、同14公害防止関連法指定等を参考に判断</p> <p>(7) 地図番号03土地利用・植生、同08水系・水質区分、同14公害防止関連法指定、同17社会施設・生活基盤整備等を参考に判断</p>	<p>(1) ・地域の良好な景観を形成している や は、 の措置により開発にあたって悪影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>(2) ・防災等多面的な機能を有している 地域の緑資源については、開発に当たって の対策をとることによりその機能の維持保全に配慮する。</p> <p>(3) ・ については、地域の環境資源として の対策をとることによりその周辺地及び後背集水域の保全に配慮する。</p> <p>(4) ・高層建築や大規模施設の建築に当たっては、周辺の歴史的文化的環境を考慮し、眺望や景観上の影響が文化財に及ばないように の対策を講じる。</p> <p>(5) ・宅地開発など低層建築物群の建設に際しては、十分な緑地率を担保し、まとまりのある連続した生け垣などの設置を実施し、地域内にまとまりのある連続した緑地を確保し地域景観との調和に配慮する。</p> <p>(6) ・大気汚染が発生しないよう の措置を講じる。</p> <p>(7) ・ の方法により生活排水による水質汚濁防止に配慮する。</p>

環 境 配 慮 事 項	該 当 地 域 の 有 無 の 判 断 方 法	有 と し た 場 合 の 環 境 配 慮 (環 境 保 全 対 策) の 考 え 方
(8) 開発事業実施に伴い騒音、振動により生活環境の悪化につながるおそれのある地域に該当しないか。	(8) 地図番号03土地利用・植生、同14公害防止関連法指定等を参考に判断	(8) ・騒音、振動の発生施設の周辺地での緩衝緑地帯の確保などにより、開発に伴う生活環境保全に配慮する。
(9) 周辺地域への日照や電波障害の防止に配慮を要する地域に該当しないか。	(9) 地図番号03土地利用・植生等を参考に判断	(9) ・ 対策により周辺地域への日照や電波障害の防止に配慮する。
(10)住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	(10)地図番号03土地利用・植生等を参考に判断	(10)・ 地域の 地区の住宅地の分断を防止するための 対策をとる。
(11)事業の実施(工事中を含む。)に伴い排出される廃棄物の処理処分について配慮がなされているか。		(11)・ から発生する廃棄物は の方法により極力その発生量を削減する。 ・ から発生する廃棄物は により適正な処理処分を行う。